

第5章

アンチ・ダンピング措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景-アンチ・ダンピングとは

ダンピングとは、ある商品の輸出向け販売が、その商品の国内向け販売より安い価格で行われていることを指す。つまり通常の商取引における単なる廉売はダンピングではない。そしてダンピング販売によって、輸出された国の競合する産業が損害を被っていることが正式な調査により明らかになった場合、その国は損害を被っている自国の産業を救済するためアンチ・ダンピング (AD) 措置をとることができる。(注1)

具体的には、ダンピング輸入された産品に対して、国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差 (ダンピング・マージン) を上限とする関税 (AD 税) を賦課する。これにより、ダンピング価格を正常な価格に戻そうとするのである。

なお価格比較の際、「通常の商取引」での国内の販売が行われていない、あるいは国内の販売量が少ない等により、比較可能な国内販売価格が入手できない場合は、第三国への輸出価格または構成価額を用いる。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。同様に輸出価格に信頼性がない場合も、独立した買い手に最初に販売される価格又は当局が決定する合理的な基礎に基づいて価格を決定することができるとされている。

AD 措置は、本来、最恵国待遇の例外措置であり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置 (第7章参照) の発動のように補償を提供したり相手国の対抗措置を受認することが求められないため、必要な要件を満たしていないのに AD 調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持するなどの濫用が目立っている。

このように「ダンピングによる国内産業の損害の除去」という限定的な AD 措置の目的を超えた保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念からウルグアイ・ラウンド交渉においても規律の強化が図られたが、これらの濫用の懸念は引き続き多くの国の関心事となっている。

(注1)

この場合の「損害」とは、①国内産業に対する実質的な損害、②国内産業に対する実質的な損害のおそれ、③国内産業の確立の実質的な遅延、の3つのうちいずれかを指す。

(2) 法的規律の概要

①国際ルールの概要

AD についての国際ルールとしては、WTO 協定において、GATT 第6条にダンピング防止

税に関する規定があり、その実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。これはウルグアイ・ラウンド交渉の結果、東京ラウンドで合意された「関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」（「旧AD協定」）を改正したものである。

当該改正は、国内企業への損害認定、ダンピング・マージンを算定するために必要な価格やコストを調査する手続が、本来極めて技術的かつ複雑であるのに加え、今日の国際取引の実態に照らすと規定内容が十分詳細でなく、AD措置の濫用傾向が強まっていたことに対応するための改正である。ADに関するWTO協定の具体的概要は、以下の通りである。

(a) GATT上の規定

ADについての国際基本ルールとして、GATT第6条にAD税に関して、次のように定められている。

第6条

1 締約国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが締約国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

(a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能の価格

(b) 前記の国内価格がない場合には、

(i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能の最高価格

(ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

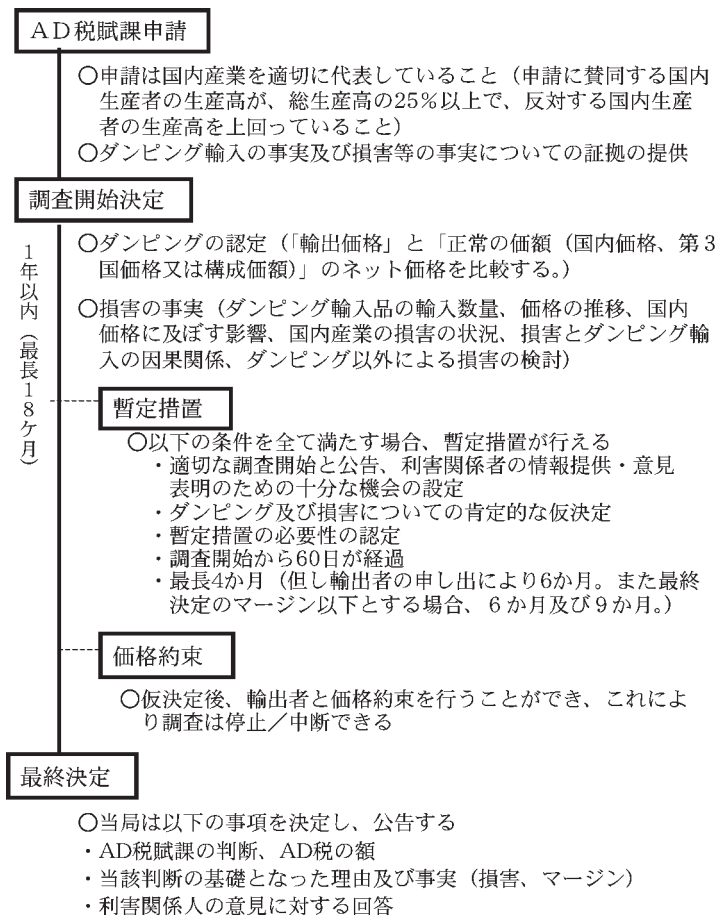
販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

2 締約国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度をこえない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1の規定に従って決定される価格差をいう。

(b) AD協定

GATT第6条の実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。これはケネディ・ラウンド時に制定され、東京ラウンドでの改正、ウルグアイ・ラウンド改正を経て現在に至っている。ウルグアイ・ラウンドでは、東京ラウンド時に合意された旧AD協定で詳細に規定されていなかった国内企業への損害認定の改正、ダンピング・マージンを算定するのに必要な価格やコストを調査する手続きの明確化、サンセット条項の新設などがなされた。

現行AD協定はAD措置の申請から発動までを以下のとおり定めている。



② WTO/AD 委員会

WTOにおいては、AD措置に関して議論する場として、年2回アンチ・ダンピング委員会（AD委員会）が開催されている。そこでは、各国のAD実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国のAD措置についての報告等、ADに関する様々な問題の検討が行われる。

さらに、現在、AD委員会の下に、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回非公式会合で、本会合はウルグアイ・ラウンド交渉においても結論が出ず、AD委員会に付託されることとなった迂回問題（後述：③参照）について議論を行う場である。もう1つは実施会合で、協定上解釈が曖昧にな

るおそれのある部分について各国間の運用の統一を図るための議論を行う場である。我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備され、運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかにAD委員会をはじめとするWTOの場で指摘を行い、是正を求めていく必要がある。

また、我が国としてはGATT第6条、AD協定等に反している不当なAD措置については、国際ルールに基づき、WTOの場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネルを通じて問題を解決していくことが必要であると考えます。

なお従来から、どのような論点においても純

粹にパネルに裁量権を与えるべきとの立場と、WTO 体制では紛争解決手続が自動化されることにより紛争解決案件の多発が予想されるので、パネル審理に一定の基準を設定するべきとの立場があった。これを踏まえ、AD 協定ではパネルによる事実認定及び法律解釈に関して一定の基準（スタンダード・オブ・レビュー：SOR）が導入された。

SOR が紛争解決手続にいかに適用されるかについては、パネルの運用に委ねられているが、これまでの運用においては、パネルは、当事国の調査当局の判断にかかわらず、比較的広汎に独自の判断を行っているものと評価できる。なお、本件については、マラケシュ閣僚宣言において、「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定 17.6 条における検討の基準は、その一般的な適用が可能かどうかという問題を検討するために、3 年後に見直しを行うこととする」（仮訳）とされているが、未だ検討がなされていない。

③迂回問題

「迂回（Circumvention）」とは、一般的には、AD 課税命令に服すべき者が、その徴税を免れるために、命令が示す課税範囲から「形式的」に外れて、かつ「実質的」には従前に等しい商業活動を維持する場合をさす。しかしながら、GATT / WTO 法上の定義は未確定である。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、「迂回」を輸入国迂回、第三国迂回及びカントリーホッピング（注 2）といった類型に分類し、その防止措置のあり方を規律することが検討された。しかし、関係国間の対立が解けなかったことから最終的には見送られ、閣僚宣言にて今後速やかに統一的ルール適用を期待するとして、AD 委員会に付託された。本件は長期にわたり交渉を続けたにもかかわらず合意に至らなかったこと

から、AD 委員会においては問題解決のアプローチ方法から議論が開始され、1997 年 4 月に初めて検討の枠組み（手続及び検討項目）の合意が成立した。検討項目は、「迂回の定義」、「迂回と考えられる行為に対して各国がどのように対処しているか」及び「WTO 協定でどこまで対応できるか」の 3 つとされた。

その後、AD 委員会迂回非公式会合（年 2 回開催）において、最初の検討項目である「迂回の定義」について非公式な協議が始まった（1998 年 10 月～）ものの、何ら結論には至らず、2000 年 5 月からは「迂回と考えられる行為に対して各国がどのように対処しているか」について、また、2001 年 10 月からは「WTO 協定でどこまで対応できるか」についても議論が始まった（注 3）。並行して、2002 年 2 月より開催されているルール交渉会合においても、米国、EU、エジプト、ブラジルから迂回防止に関する提案が出されている（注 4）。

迂回に関しては、それが問題であることは認識されているものの、既に独自の迂回防止規定を導入しておりそれを AD 協定上も正当化したい米国・EU 等と、迂回防止措置により正当な投資活動まで規制の対象となり、貿易・投資の流れを萎縮又は歪曲するおそれがあるとして当該措置の導入の在り方に慎重な我が国をはじめとする多くの加盟国等との意見の相違があり、AD 協定における規律の必要性の有無もしくは内容について、現在まで加盟国間で合意に至っていない。

一方、米国や EU 等は独自の迂回防止規定に限らず、原産地ルールの適用や AD の対象産品を最初から広げておく等の事実上の迂回防止ルールを運用しているため、我が国企業は、輸入国への生産拠点の移転を含め企業の生産拠点の海外展開の流れの中で、各国の迂回防止ルールに抵触しないよう細心の注意を払っている状況

である。こうした中、迂回防止についての明確な統一ルールが存在せず、各国毎に異なる曖昧なルールが運用されていることによる予測可能性の欠如を指摘する声も多い。

迂回防止規律の策定にあたっては、企業行動がグローバル化している現実と貿易自由化を促進しようとする WTO 協定の基本的趣旨を踏まえて議論していくことが重要であると考えられる。そのため、今後は貿易実態等の具体的な事例分析を行い、正当な貿易・投資を阻害しないよう、かつ現行 AD 協定の規律強化の方向性と平仄を合わせつつ検討していくことが肝要である。また、WTO 協定において統一ルールが存在しない状況下においても、既に迂回防止規定を国内法として持つ国が、迂回防止措置の名の下に正当な商業活動を阻害し、仮に現行の GATT 第 6 条及び AD 協定上の義務を逸脱するような措置を講じた場合には、WTO の場で厳正に対処していくべきである。我が国としては、かかる問題意識をもち、現在、ルール交渉会合の場で行われている公平・公正かつ明確な統一的規律の策定に向けての議論に参画していくべきである。

(注 2) 各国が主張している迂回の内容は、おおむね以下のように分類される。

- ・虚偽の関税申告などの不正行為
- ・ダンピング対象産品とわずかに異なる産品に切り替えて輸出する（微少変更産品・後開発産品）
- ・ダンピング対象産品の部品を輸入国へ輸出し、輸入国内で組み立てる（輸入国迂回）
- ・ダンピング対象産品の部品を第三国へ輸出し、第三国内で組み立てた後、輸入国へ輸出する（第三国迂回）
- ・ダンピング対象産品を第三国から輸入国へ輸出する（カントリーホッピング）

(注 3) AD 委員会迂回非公式会合（最近の動き）

2004 年 4 月に行われた会合では、2003 年の会合

に引き続き、既に迂回防止規律を適用している米国の実施事例等に関する発言があったが、議論に進展はなかった。また同年 10 月の会合においては、ニュージーランドより、輸入国迂回の基本的事例（刷毛に対する AD 措置後、柄の部分とブラシの部分に分けて輸入された事例）が紹介され、活発な議論が行われた。事例に基づいた議論を行うことにより迂回の問題点や措置の有効性が明らかになるとの声があった一方、迂回に関わる経済活動は複雑であることから、注意深く議論を行う必要があるとの慎重な姿勢をとる国も多くあり、本件を巡る加盟国の意見の相違に変化は見られなかった。

2005 年 4 月会合では、迂回が問題だという点では各国とも認識しているものの、(a)全て新規調査で対応可能との考え方、(b)既存の AD 協定上の規定の適用（対象産品の適切な設定等）で対応すべきとの考え方、(c)迂回防止について何らかの統一的なルールを策定すべきとの 3 つの考え方があることが浮き彫りとなった。

迂回非公式会合への加盟国からの提案数は、2001 年には 15 本であったものの、ドーハ・ラウンド交渉においてルール交渉が開始されて以降、2002 年は 6 本、2003 年は 3 本、2004 年には 1 本と漸減している。2005 年以降は提案が出されていないものの、議論は継続していくことが合意された。

(注 4) ルール交渉における迂回防止規定の議論（最近の動き）

2005 年 10 月のルール交渉（ドーハ開発アジェンダに基づくラウンド交渉のルール部分）非公式会合では、規律策定を求める米国の提案（2005 年 2 月に続き 3 度目）が出され、ルール交渉の場で具体的に改正条文の検討を始めるべきとの考えが示された。さらに、2005 年 12 月の香港閣僚宣言では、他の論点と並んで、迂回についても AD ルール交渉において「適切な場合には規律の明確化・改善を検討する」とこととされた。2006 年 3 月には米国から 4 度目の提案がなされたが、当局の裁量の余地が広すぎ明確

性・予測可能性に欠けるとして各国から批判を受けており、AD 委員会迂回非公式会合における議論同様、具体的な規律のあり方に関する各国の意見の隔たりは依然として大きいという状況である。

(3) 最近の動向

AD 措置の発動は、従来から米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD 制度を整備している国は先進国が多いという事情もあった。しかし近年、これらの先進国のみならず、

韓国や、中国、ブラジル、南アフリカ、インドなどをはじめとする開発途上国による発動が増加していることが注目される。(図表 5－1 参照)。

近年 AD 措置の発動が増加したこれらの国については、AD 調査の手續や方法が AD 協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。また、全体として AD 案件の WTO 協議要請自体が増加していく傾向にも注意を払う必要がある。

<図表 5－1> WTO 発足以降の主要国の AD 調査開始件数の推移

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	合計
米 国	14	22	15	36	47	47	75	35	37	26	12	366
E U	33	25	41	22	65	32	28	20	7	30	25	328
カ ナ ダ	11	5	14	8	18	21	25	5	15	11	1	134
豪 州	5	17	42	13	24	15	23	16	8	9	7	179
アルゼンチン	27	22	14	8	23	45	26	14	1	12	12	204
ブ ラ ジ ル	5	18	11	18	16	11	17	8	4	8	6	122
韓 国	4	13	15	3	6	2	4	9	18	3	4	81
イ ン ド	6	21	13	28	64	41	79	81	46	21	28	428
中 国	0	0	3	0	7	6	17	30	22	27	24	136
南 ア フ リ カ	16	33	23	41	16	21	6	4	8	6	23	197
インドネシア	0	11	5	8	8	3	4	4	12	5	0	60
メ キ シ コ	4	4	6	12	12	6	5	10	14	6	7	86
ト ル コ	0	0	4	1	8	7	15	18	11	25	12	101
日 本	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
そ の 他	33	38	46	67	55	35	41	58	29	24	40	466
合 計	158	229	252	265	369	292	367	312	232	213	201	2890

(出典) WTO 文書及び公正貿易センター作成資料

<図表 5－2> 対日 AD 税賦課件数 (2006 年 12 月末現在)

米国	EU	カナダ	豪州	韓国	中国	台湾	インド
23	1	0	2	6	20	1	10
タイ	インドネシア	マレーシア	メキシコ	ブラジル	ベネズエラ	アルゼンチン	エジプト
2	0	0	1	1	1	2	1

(注) 価格約束を含む

(出典) 公正貿易センター作成資料

(4) 経済的視点及び意義

AD 措置は GATT、WTO 上の特別の措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでの幾度のラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本などの主要国における鉱工業品に対する平均関税率は 5 % 未満まで低下してきたことへの反動の一つとして、米国、EU 等で AD 措置が多発され、これらの平均 AD 税率は 30 % 台～40 % 台にもなっている。(AD 税率はケースや対象企業によっても異なる。)このため、一度 AD 措置が発動されると、対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり(貿易冷却効果)、被提訴者及び関連産業へ甚大な影響を与えることとなる。

①調査の開始による影響

AD 措置はその調査開始のみで、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD 調査により、将来 AD 税が課税されるおそれが生じるため、輸出先企業等の輸入意欲を阻害することとなるのである。

また、いったん AD 調査が開始されると、被提訴者は短期間に当局が要求する質問状に回答しなければならず、多大な労力と時間、そして費用が必要とされ、こうした負担は、通常の企業活動にも影響を及ぼす可能性がある。このように AD 調査は措置のいかににかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。これらを考慮すると、十分に証拠を検討した上で、慎重に調査の開始を決定する必要がある。

さらに、当局の調査に対する回答の負担が大きいことから、部分的に、場合によっては全体的に回答を放棄するケースがしばしばみられる。こうした場合、ファクツ・アベイラブル(AD 協定附属書 II の表題ではベスト・インフォメー

ション・アベイラブル(BIA)と表記される)が適用されることになる。

このファクツ・アベイラブルとは、被提訴企業が回答を提出しない、または回答内容を検証できない場合に、調査当局が収集しえた資料のみで事実認定や各種決定を行うことをいう。ファクツ・アベイラブル自体は AD 協定にも明記されており(AD 協定第 6.8 条)、被提訴企業が回答が十分可能であったにもかかわらず、自らの判断で回答しなかった場合は当然適用すべきものである。しかしながら、前述のように、あまりにも不必要に微にいり細にわたる回答を求められ、過大な負担のため、回答を放棄せざるを得ない状況に追い込まれるというのは問題である。厳正な調査を行うために詳細なデータを収集しようとするあまり、逆にファクツ・アベイラブルを適用せざるを得ない状況となるというのは本末転倒であり、また AD 協定第 6.13 条にいうところの「情報を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払うものとし、実行可能な援助を行う」ことに反することとなる。

②技術革新への影響(AD 課税対象製品の不当な拡大)

AD 税は、AD 調査によってダンピングと認定された製品についてのみ課税されるものである。しかし、対象製品の範囲の定め方によっては、本来異なる製品に対してダンピング及びそれによる損害の事実を調査することなく AD 税を課すことになりかねない。特に、非常に曖昧な表現によって AD 調査対象製品が定義される場合については、将来開発されるであろう、また開発される可能性のある製品等についても十分考慮の上、「現在」損害を被っている(と提訴者が主張している)製品以上に定義が拡大される余地を残さないよう注意する必要がある(いわゆる同種の製品への不当な課税拡大の防

止)。

事実、当初調査時に存在しなかった次世代商品に対しても拡大適用がなされている事例がある。このように製品の性格が大きく異なる場合には、用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けているのか否かを改めて検討すべきであり、新たな調査なしに既存のAD課税を拡大適用することには明らかに問題がある。この点については、今後各国の適正な運用が強く期待される。

対象製品の範囲が同種の製品ということで不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新に影響を与えると考えられる。このことは特にエレクトロニクスに代表されるハイテク分野に当てはまる。この問題は、迂回防止措置における後開発製品の扱いに密接に関わるが、急速に進みつつある技術革新を阻害することがないように、問題解決のための方策について検討していく必要がある。

③生産活動のグローバリゼーションへの影響

近年、経済のグローバリゼーションに伴い、輸出先やコストの安い発展途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで輸出によって供給されていた製品にAD税が賦課されていた場合には、当該生産移転がAD課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲させたりするおそれも大きい。

④まとめ

上述のように、AD措置の濫用は、数量面に悪影響を及ぼすのみならず、企業活動のあらゆる面にマイナスの影響を与える危険性の強いものである。また、濫用であっても、表面上はWTO

協定上認められた措置として発動されるため、国内の保護的圧力は高く、輸入国としても発動に対する抵抗が弱くなりがちである。しかしながら、恣意的なAD措置の発動により最も大きな損害を被るのは、しばしば輸入国のユーザー産業及び消費者であることにも留意しなければならない。

(5) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国におけるAD協定に対応する法規としては、関稅定率法第8条、不当廉売関税に関する政令、相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの3つがある。ダンピング輸出によって損害が生じている旨の提訴が我が国産業からあった場合、これらの法規により厳正に対処することとなっている。

我が国においては、1991年に至るまでに3件のAD提訴が国内産業から行われたが、いずれも調査開始に至る前に提訴が取り下げられた。しかしながら、1991年10月に行われた中国、南アフリカ及びノルウェーの3か国からのフェロシリコマンガンの輸入に対するAD提訴については、調査開始に必要な十分な証拠があると認められ、同年11月に我が国初のAD調査が開始された。このうち中国の輸出者については、ダンピングの事実及びそれによる損害の事実及びその因果関係が認められ、1993年1月、AD税が賦課された（中国輸出者のうち2社については政府と「価格約束」を締結したことから、いずれもAD税を課さないことが決定された）。なお、当該措置は、1998年1月31日をもって5年間の発動期間を終了した。

また、1993年12月には、パキスタンからの綿糸の輸入についてAD提訴が行われ、1994年2月に調査が開始された。1年半の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認

められたことから、1995 年 8 月、AD 税の賦課が開始され、当該措置は、2000 年 7 月 31 日をもって 5 年間の発動期間を終了した。

2001 年 2 月には、韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の一部について AD 提訴が行われ、同年 4 月に調査が開始され、1 年 3 か月の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こ

した事実が認められたことから、2002 年 7 月 26 日から 2007 年 6 月 30 日までの 5 年間、AD 税が賦課されることとなった。(図表 5－3 参照)。

なお、本 AD 措置については、2006 年 6 月 30 日に、課税期間の延長申請が提出され、同年 8 月 31 日、不当廉売関税の課税期間の延長に係る調査が開始されている。

＜図表 5－3＞ 韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の AD 税賦課について

＜経緯＞	
2001 年 2 月 28 日	AD 税の賦課申請受理（申請者は本邦生産者 5 社）
4 月 23 日	政府調査を開始
2002 年 7 月 19 日	調査終了
7 月 26 日	AD 税の賦課開始（2007 年 6 月 30 日までの 5 年間）
2006 年 6 月 30 日	AD 税の課税期間の延長申請受理（申請者は本邦生産者 3 社）
8 月 31 日	AD 税の課税期間の延長調査を開始
＜AD 税率＞	
（韓国）	
4 社：	課税せず
1 社：	6.0 %
その他：	13.5 %
（台湾）	
全 社：	10.3 %

(6) WTO 紛争処理手続に至った AD ケース

WTO 発足以降、アンチ・ダンピングに関して WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がなされた紛争は、我が国が要請した 5 件を含め全体で

70 件になる。この内、2007 年 1 月末までに 34 件についてパネルが設置され、そのなかでパネル報告書が採択された案件は 11 件である。また、パネル報告書を不服として上級委員会に上訴した案件は 17 件である。

＜参考資料＞

継続中の対日 AD 案件リスト

(2006 年 12 月 31 日現在)

米国		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
ポリクロロプレン・ラバー	1972.12.16. 1973.12.06.	1999.08.06.措置継続（1 回目のサンセット見直しによる） 2005.08.04.措置継続（2 回目のサンセット見直しによる 2 回目の継続）
PC 鋼より線	1977.11.23. 1978.12.08.	1999.02.03.措置継続（1 回目のサンセット見直しによる） 2004.06.25.措置継続（2 回目のサンセット見直しによる 2 回目の継続）

第II部 WTO協定と主要ケース

溶接管継手	1986.03.24. 1987.02.10.	2000.01.06.措置継続（1回目のサンセット見直しによる） 2005.11.21.措置継続（2回目のサンセット見直しによる 2回目の継続）
ステンレス溶接管継手	1987.04.24. 1988.03.25.	2000.03.06.措置継続（1回目のサンセット見直しによる） 2005.10.20.措置継続（2回目のサンセット見直しによる 2回目の継続）
真鍮板	1987.08.14. 1988.08.12.	2000.05.01.措置継続（1回目のサンセット見直しによる） 2006.04.03.措置継続（2回目のサンセット見直しによる 2回目の継続）
フッ素樹脂	1987.12.03. 1988.08.24.	2000.01.03.措置継続（1回目のサンセット見直しによる） 2005.12.22.措置継続（2回目のサンセット見直しによる 2回目の継続）
ボールベアリング	1988.04.27. 1989.05.15.	2000.07.11.措置継続（1回目のサンセット見直しによる） 2006.09.15.措置継続（2回目のサンセット見直しによる 2回目の継続）
グレイ・ポートランド・セメント	1990.06.15. 1991.05.10.	2000.11.15.措置継続（1回目のサンセット見直しによる） 2006.06.16.措置継続（2回目のサンセット見直しによる 2回目の継続）
表面処理鋼板	1992.07.29. 1993.08.19.	2000.12.15.措置継続（サンセット見直しによる） 2005.11.01よりサンセット見直し（2回目）中
ステンレス棒鋼	1994.01.27. 1995.02.21.	2001.04.18.措置継続（サンセット見直しによる） 2006.03.01.よりサンセット見直し（2回目）中
油井管	1994.07.26. 1995.08.11.	2001.07.25.措置継続（サンセット見直しによる） 2006.06.01.よりサンセット見直し（2回目）中
クラッド鋼板	1995.10.25. 1996.07.02.	2001.11.16.措置継続（サンセット見直しによる） 2006.10.01.よりサンセット見直し（2回目）中
ステンレス線材	1997.08.26. 1998.09.15.	2004.08.13.措置継続（サンセット見直しによる）
ステンレス薄板	1998.07.13. 1999.07.27.	2005.07.25.措置継続（サンセット見直しによる）
熱延鋼板	1998.10.22. 1999.06.29.	2005.05.12.措置継続（サンセット見直しによる）
鉄鋼厚板	1999.03.16. 2000.02.10.	2005.12.06.措置継続（サンセット見直しによる）
大径継目無鋼管	1999.07.28. 2000.06.26.	2005.05.08.措置継続（サンセット見直しによる）
小径継目無鋼管	1999.07.28. 2000.06.26.	2005.05.08.措置継続（サンセット見直しによる）
ブリキ及びティンフリー・スチール	1999.11.30. 2000.08.28.	2006.07.21.措置継続（サンセット見直しによる）
大径溶接ラインパイプ	2001.02.23. 2001.12.06.	2006.11.01.よりサンセット見直し中
ポリビニル・アルコール	2002.10.01. 2003.07.02.	
変電用セラミック碍子	2003.01.28. 2003.12.30.	
金属クロム	2005.03.30. 2005.12.22.	

中国		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
ステンレス冷延鋼板	1999.06.17. 2000.12.18. (一部価格約束)	2006.04.08.措置継続 (サンセット見直しによる)
カプロラクタム	2001.12.07. 2003.06.06.	
塗工印刷用紙	2002.02.06. 2003.08.06.	
無水フタル酸	2002.03.06. 2003.08.31.	
SBR (スチレン・ブタジエン・ゴム)	2002.03.19. 2003.09.09.	
塩化ビニル樹脂 (PVC)	2002.03.29. 2003.09.29.	
TDI (トリレンジイソシアナート)	2002.05.22. 2003.11.22.	
フェノール	2002.08.01. 2004.02.01.	
エタノールアミン	2003.05.14. 2004.11.14.	
光ファイバー	2003.07.01. 2005.01.01.	
クロロプレン・ゴム	2003.11.10. 2005.05.10.	
水加ヒドラジン	2003.12.17. 2005.06.17.	
トリクロロエチレン	2004.04.16. 2005.07.22.	
ジメチル・シクロシロキサン	2004.07.16. 2006.01.16.	
フランフェノール	2004.08.12. 2006.02.12.	
ヌクレオチド類食品添加物	2004.11.12. 2006.05.12.	
エビクロロヒドリン	2004.12.28. 2006.06.28.	
スパンデックス	2005.04.13. 2006.10.13.	
カテコール	2005.05.31. 2006.05.22.	
PBT(ポリブチレンテレフタレート)	2005.06.06. 2006.07.22.	
オクタノール(オクチルアルコール)	2005.09.15. (調査中)	
ブタノール	2005.10.14. (調査中)	
電解コンデンサ紙	2006.04.18. (2006.10.19 仮決定クロ)	

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

ビスフェノール A (BPA)	2006.08.30. (調査中)	
メチルエチルケトン	2006.11.22. (調査中)	

タイ		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
ステンレス冷延鋼板	2002.02.15. 2003.03.13.	
熱延鋼板	2002.07.08. 2003.05.27.	

マレーシア		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
中しん原紙	2006.07.27. (2006.12.26. 仮決定クロ)	

EU		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
放送用テレビ・カメラ・システム	1993.03.10. 1994.04.30.	2000.09.29.措置継続 (1 回目のサンセット見直しによる) 2006.12.22.措置継続 (2 回目のサンセット見直しによる 2 回目の継続)
業務用テレビ・カメラ・システム	2006.05.18. (調査中)	

韓国		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
アルカリ・マンガン電池	1999.11.16. 2000.10.12.	2003.12.03.措置継続 (3 年間) (サンセット見直しによる) 2006.08.01.よりサンセット見直し (2 回目) 中
水酸化アルミニウム	2002.08.22. 2003.07.18.	(一部価格約束)
ステンレス棒・形鋼	2003.07.05. 2004.07.30.	(一部価格約束)
PVC プレート	2004.05.19. 2005.04.20. (一部価格約束)	
産業用ロボット	2004.10.01. 2005.09.16.	
自動ガイド・ホール・パン チャー	2006.02.17. 2006.11.22. (3 年間)	

台湾		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
アート紙	1998.12.30. 2000.07.20.	2006.03.03.措置継続 (サンセット見直しによる)
非塗工印刷用紙	2006.10.14. (調査中)	

豪州		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
塩化ビニル樹脂 (PVC)	1992.02.05. 1992.10.22.	1997.10.22.措置継続 (1回目のサンセット見直しによる) 2002.08.29.措置継続 (2回目のサンセット見直しによる 2回目の継続)
鉄鋼厚板	2003.08.20. 2004.04.01.	

インド		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
アクリロニトリル・ブタジエン・ゴム (NBR)	1994.10.28. 1995.11.14.	2001.12.21.措置継続 (サンセット見直しによる)
アクリル繊維	1998.01.07. 1999.01.22.	2004.11.10.措置継続 (サンセット見直しによる)
スチレン・ブタジエン・ゴム	1998.04.07. 1999.08.24.	2004.07.26.措置継続 (サンセット見直しによる)
アニリン	1999.09.13. 2000.10.06.	2006.06.09.措置継続 (サンセット見直しによる)
苛性ソーダ	2000.05.26. 2001.06.26.	2006.09.13.措置継続 (サンセット見直しによる)
ステンレス冷延鋼板	2001.08.21. 2002.12.05.	
ポリイソブチレン	2001.09.12. 2002.10.31.	
フレキシブル・スラブ・ストック・ポリオール	2001.09.21. 2002.10.31.	2006.12.06.よりサンセット見直し中
ペンタエリトリトール	2001.11.22. 2002.10.31.	
6-ヘキサシラクトム	2003.09.22. 2004.11.17.	
塩化ビニル樹脂 (PVC)	2006.06.28. (調査中)	
ペルオキシ硫酸塩 (過硫酸塩)	2006.07.28. (調査中)	

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

メキシコ		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
鋼管	1999.05.13.	2000.11.10. 2005.11.07.よりサンセット見直し中

ベネズエラ		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
鋼管	1999.04.23. 2000.07.13.	2006.08.07.措置継続（サンセット見直しによる）

ブラジル		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
ステンレス薄板	1998.11.30. 2000.05.26.	(冷延材のみ、熱延材は除外) 2005.05.25.よりサンセット見直し中

アルゼンチン		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
溶接鋼管	2000.12.15. 2001.12.15.	2006.12.13 よりサンセット見直し中
後発性セレクトィブ除草剤	2000.12.22. 2002.06.24.	

エジプト		
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
タイヤ	1998.09.05. 1999.10.04.	2005.03.21.措置継続（サンセット見直しによる）

（出典）公正貿易センター作成資料